

一般財団法人建設業振興基金が認める
「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」一覧表

I 以下の事業の用に供する施設の工事	
1	電気事業
2	ガス事業
3	鉄道事業(注)
4	電気通信事業
5	社会福祉事業
6	教育事業
7	医療事業
8	放送事業
9	墓地、納骨堂又は火葬場施設に関する事業
10	一般、産業、その他の廃棄物施設に関する事業
11	土地改良事業に係る工事
12	土地区画整理事業に係る工事
13	市街地再開発事業に係る工事
II 以下の法人等が発注者となる工事	
1	上記 I の1～13の事業の用に供する施設を発注する民間発注者
2	国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人
3	森林組合、農業協同組合及び漁業協同組合並びにこれらの連合会
4	財団法人郵政福祉、社団法人電気通信共済会
III PFI等の手法により整備される施設の工事	

(注)鉄道事業には、軌道等を含む